

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

平成 30 年 月 日

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が
提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていた
だきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立
ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを
強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交
付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わってお
りますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人
様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年 月 日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 7 号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6869-
受付時間 9:00~17:00(土日、祝日除く)